

災害時における河川災害緊急対策業務(工事)に関する協定書

国土交通省関東地方整備局常陸河川国道事務所(以下「甲」という。)と、〇〇〇株式会社(以下「乙」という。)とは、洪水・地震、水質事故などの発生した災害(以下「災害」という。)における河川緊急対策業務(工事)(以下「業務」という。)の実施に関し、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 国土交通省常陸河川国道事務所(以下「事務所」という。)が管理する河川管理施設等において、災害の発生のおそれがある場合及び災害の緊急対策の必要性が生じた場合に、被害の拡大防止と被害施設の早期復旧を目的とする。

(業務の範囲)

第2条 洪水、地震、水質事故等の緊急時の作業とする。

(業務の実施区間)

第3条 業務の実施区間は、別紙の事務所直轄管理区間(〇〇出張所管理区間)とその付近とする。

(業務待機の指示)

第4条 業務待機の指示は、洪水災害の発生の恐れがある場合に甲が判断し書面(様式-1)により、乙に対し現場(出張所)待機をかけることができる。

2. 乙は、要請を受けた場合、書面に明記された現場又は出張所に対し速やかに待機するものとする。

3. その後の体制については、第6条のとおりとする。

4. 待機のみで体制が解除された場合は後日、様式-2により待機状況報告を提出するものとする。

(業務内容の指示)

第5条 業務内容の指示は、甲または担当する出張所長(以下「出張所長」という。)

が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

(業務の実施体制)

第6条 甲は、河川管理施設等に災害が発生し必要と認めるときは、被害状況に応じて書面又は電話等の方法により乙に出動を要請するものとする。

2. 乙は、要請を受けた場合、直ちに被災状況を把握し、書面又は電話等の方法により出張所長に報告し、甲又は出張所長の指示による当該被害の緊急対策業務を実施するものとする。

3. 乙は、要請を受け業務を実施する場合、速やかに現場責任者（二級土木施工管理技士以上の資格を有する者）を定め、書面又は電話等の方法により出張所長に報告するものとする。

(業務の完了)

第7条 第6条第3項で定めた現場責任者は業務を完了したとき電話等の方法により、直ちに出張所長へその旨を報告するものとする。

(業務の実施報告)

第8条 乙は、業務が完了したときは、作業開始時刻、作業完了時刻及び使用した建設資機材等を速やかに書面（様式-3）にて出張所長に報告するものとする。

(契約の締結)

第9条 甲は第4条第2項及び第6条第1項により乙に待機及び出動を要請したときは、遅滞なく随意契約を締結するものとする。

なお、乙は契約の締結にあたり、法定外労働災害補償制度に加入しているものとする。

(建設資機材等の報告、提出)

第10条 乙は予め災害に備え第6条第2項の業務に際し使用可能な建設資機材及び建設機械等の数量を把握し、甲に書面（様式-4）（様式-5）により報告するものとする。

2. 乙は前項で報告した内容に著しい変更を生じたとき、または建設資機材等の

現状について甲が特に報告を求めたときは、遅滞なくその資料を甲に提出するものとする。

3. 乙は協定締結時に取り決めた最低確保人員を誰にするかを取り決め、緊急時の連絡先を記載した名簿を書面（様式－6）により甲に提出するものとする。
4. 甲は、甲が保有する建設資機材について、予め書面により乙に通知するものとする。
5. 提出された内容に変更が生じた場合、年度ごとに5月末日までに郵送又は持ち込みにより提出するものとする。また、変更の無い場合は、上記日付までに内容変更の無い旨、書面にて報告するものとする。

（建設資機材等の提供）

第11条 甲及び乙は、この協定に基づく災害の緊急対策に関しそれぞれからの要請があつたときは、特別な理由がない限り相互に建設資機材等を提供するものとする。

（業務の特例）

第12条 乙は、甲が特に必要として第3条に規定する以外の区間（首都直下地震等の発生に伴い、常陸河川国道事務所が首都圏の重大被災事務所に復旧応援に向かわなければならない場合も含む）に出動を要請したときは、協議によりこれに応ずるものとする。

（費用の請求）

第13条 乙は、業務完了後当該業務に要した費用を第9条により締結した契約に基づき甲に請求するものとする。

（費用の支払）

第14条 甲は、前条の規定により請求を受けたときは、その内容を精査し、第9条により締結した契約に基づき費用を支払うものとする。

（損害の負担）

第15条 業務の実施に伴い、甲、乙双方の責に期さない理由により第三者に損害を

およぼしたとき、または建設資機材等に損害が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期限及び効力)

第 16 条 この協定の有効期限は平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までとする。ただし、乙が取引停止の事実や不渡りの情報、会社更生法・民事再生法の申請、信用の失墜等があった場合の他、一般競争（指名競争）入札参加資格業者のうち一般土木工事又は維持修繕工事のいずれかに認定されない場合、甲は書面による通告をもって協定解除を行うことができるものとする。

(研修等への参加)

第 17 条 甲が業務遂行上必要と認められる訓練・研修等に関し、乙の参加を要請することができるものとする。

(協議)

第 18 条 この協定に定めない事項または疑義が生じた事項については、その都度甲乙双方が協議して定めるものとする。

(雑則)

第 19 条 この協定の証として本書を 2 通作成し、甲乙記名捺印のうえ各自 1 通を保有する。

平成 30 年 月 日

甲 国土交通省 関東地方整備局

常陸河川国道事務所長 八 尋 裕

乙 住 所

氏 名

(様式 - 1)

〇〇〇〇〇株式会社 御中

国土交通省 関東地方整備局

常陸河川国道事務所長 印略

「災害時における河川災害緊急対策業務に関する協定書」第4条に基づき下記の作業員を確保し、現場(出張所)待機を指示する。

件名：台風〇〇号による出水に関する待機要請	
指示日：〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時	
確保人員：資格者(1級土木施工又は2級土木施工保有者)	〇名
オペレータ	〇名
作業員	〇名
確保重機：ダンプトラック	〇台
バックホウ	〇台
待機場所：	

(様式 - 2)

待機完了報告書

平成 年 月 日

国土交通省 関東地方整備局

常陸河川国道事務所長 殿

会社名

現場責任者

印

現場名(待機場所)	
待機指示時間	平成 年 月 日 時 分
待機終了指示時間	平成 年 月 日 時 分
待機建設機械	・○○ ○台 ○○時間
作業員構成	資格者(1級土木施工又は2級土木施工保有者) ○名 オペレータ ○名 作業員 ○名

(様式 - 3)

業務完了報告書

平成 年 月 日

国土交通省 関東地方整備局

常陸河川国道事務所長 殿

会社名

現場責任者

印

現場名(待機場所)	
作業開始時間	平成 年 月 日 時 分
作業終了時間	平成 年 月 日 時 分
使用した建設機械名、台数及び稼働時間	・○○ ○台 ○○時間
使用した建設資材名、数量	
作業員構成	資格者(1級土木施工又は2級土木施工保有者) ○名 オペレータ ○名 作業員 ○名

(様式－6)

緊急時の連絡先

平成 年 月 日

会社名			
所在地			
電話番号	TEL	FAX	
担当者	役職名	氏名	
休日・夜間時の連絡先			
順位	役職名	氏名	電話番号
1			
2			
3			